

# 基 調 提 案

## 1 はじめに

今年10月、森友・加計問題に集約される、現政権の不透明な財政運営を焦点とする野党が、執拗に求めていた臨時国会の開催を拒みつつ、やっと開催したとたんに、解散総選挙に打って出た安倍政権は、野党の分裂にも助けられ、小選挙区で競り勝ち、3分の2の与党議席を確保しましたが、政党別比例での得票数は、与野党拮抗し、自民党単独では有権者総数の4分の1程度の獲得に過ぎませんでした。それにも係わらず、安倍首相は国民の審判を得たとの判断を示し、憲法改悪への意欲を隠そうとしません。

現行憲法が制定されて70年という節目の年に、「押しつけ憲法」に対して「自主憲法」を対置して、戦前的価値観の復活をもくろんできた保守派の言説は、聞き慣れた常識のように受け止められていますが、明治国家成立以降、戦争に次ぐ戦争により、全体主義的な重苦しい空気の中、すっかり疲弊した民衆は、主権在民と基本的人権の保障を謳った現行憲法を、心の底から受け入れ、自分たちのものとし、また大切に守り続けてきたのだと言えます。

むしろ、努力が足りなかったのは、憲法を守ることに終始することで、憲法と矛盾する法律を、憲法に整合するように改正してこなかったことです。具体的には民法における「嫡出否認」や「認知」が一方的に男性にのみ権限があること、夫婦別姓が実現しないこと（女性差別）、刑法における取調の可視化、証拠開示、拘留期間の長さ、服役囚の処遇、死刑制度の存続等の人権の問題。外国籍市民に関する選挙法等々であり、それらは皆、憲法との整合性を疑われます。せっかく素晴らしい憲法があるにも係わらず、本年11月に国連人権理事会が日本の人権状況に関して行った審査では、218もの勧告が出された背景には、こうした立法の不作為があります。あたらしく、人権委員会を設置すること、また差別の禁止を明確に位置づけることもその一環です。国際的にスタンダードとなっている人権基準は、どんどんと進化していくにもかかわらず、日本は敢えてそれらを見做すことで、その基準からかけ離れてしまっているのです。

憲法改正を推進する日本会議などの超保守派の人々が、最も成立を阻止してきた法律は夫婦別姓と外国人地方参政権、そして人権侵害救済法とされています。

彼らが憲法を書き換えたいのは、この3つの法案要求が現行憲法に整合的であり、むしろそうしたことが実現しないことは憲法違反、国際条約違反となることを知っているからではないでしょうか。日本の淳風美風と言いますが、差別を容認し、定着させることがこの国の伝統であり、美風だとは到底認めることはできません。

## 2 『人権侵害救済法』制定が望まれる現状について

「部落差別解消推進法」は、今日的な部落差別の存在を認め、部落差別は許されないものであることを明らかにしたことにその意義があり、1965年に出された「同和対策審議会」答申にある内容を法律に明記したものです。法の具体化に向けて、法務省、文部科学省、厚生労働省が都道府県などに通知を出しています。特に、総務省はインターネット上の差別情報の氾濫について、インターネット上の差別情報氾濫について、電気通信事業者関連4団体に対して、適切な対応を取ることを要請し、「契約約款モデル条項」の開設改訂を通知しました。これは、第一条の「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ…」に対応する対策と言えます。

法第4条には「相談体制の充実」が明記されています。現行では、京都市においても地方法務局人権擁護委員が相談にあたっていますが、任に当たる委員にも時間的、力量的ばらつきがあり、有効な相談体制が実現しているとは言えません。また、市内では隣保館（コミュニティセンター）が2009年に廃止されることで、被差別部落の人々にとって、身近な地域での相談ができなくなっている現状で、今後どのように有効な相談体制を構築していくことができるのか、検討が必要です。

第5条で示された教育・啓発の推進課題については、文部科学省の管轄ですが、実際の教育現場では、部落問題学習が大きく後退してきたのが実態です。京都市内でも、かつて「同和教育」に係わった教師が次々と退職していくなか、次代送りが進まず、部落問題学習をすすめる人材不足が深刻な問題となっています。部落問題を人権問題一般に埋没させるのではなく、部落差別の実態に寄り添い、新たな歴史研究の成果等も取り入れた部落問題学習のカリキュラムを早急に作成することが重要です。

また、第6条では「地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係わる調査を行う」ことが明記されています。これは「部落差別解消推進法」で取り上

げられている施策の中でも、特に重要な課題です。法務省は全国の自治体に、実態調査、意識調査の実施状況について照会を行っていますが、実効ある調査の手法について、法務省が委託した「人権教育啓発センター」は「有識者会議」を設置し、部落解放同盟にヒアリングを行いました。結婚差別や土地差別などについて共通項目を設定する比較検討可能な調査や、自治体での国勢調査を利用した調査の提言など、正確な調査となるよう強く求めました。

このように、「部落差別解消推進法」を実効あるものにしていくためには、法務省だけでは不十分であり、省庁連絡会的な組織により総合的に推進していく必要があります。また、自治体においても総合的な推進体制と審議会的な協議機関を設置することが求められています。障害者差別解消法では地方に「支援地域協議会」の設置が求められており、京都市内にも障害当事者、各分野の専門家や行政、人権擁護委員協議会などが参加する5つの自立支援協議会が設置されています。そのことにより、昨年相談件数が1.5倍になったことが、先日報道されました。部落問題、ヘイトスピーチに係わる外国人差別問題に関しても、同様の支援体制が必要です。

### 3 今後の取り組み課題と展望

国連人権委員会は、すべての加盟国の人権状況を定期的に審査しています。本年、この普遍的提起審査（UPR）が5年ぶりに日本に対して行われ、11月16日に勧告のとりまとめが発表されました。勧告数は5年前より25%多い、218に上り、人種や性差別の解消、死刑制度の廃止に加えて、報道機関の独立性や、東京電力福島第一原発の事故の影響を受けた住民や自主避難者への支援の継続も求められました。また特に、30カ国近い国が、国内人権機関の設置を促す勧告を行い、国際社会が、人権の保護と促進のためには、包括的差別禁止法と独立した国内人権機関が不可欠であるとの認識を示しました。

朝鮮学校を「高校無償化」から排除する姿勢や、慰安婦問題への居丈高な対応を、政権が率先して示していることが、市民社会に対して、差別と分断を煽ることにつながっています。一方で、日本政府は国連人権理事会の人権理事国への立候補をし、最高水準の人権の促進と保護に努めることを、国際社会に宣言してきたのです。日本は、UPR勧告に基づいて、具体的かつ効果的な措置を実施する責任があります。

対外的なポーズと実際の国内人権状況との乖離がますます進む現状では、日本が国際的な信用を失っていくことは必須です。人権3法を成立も具体的な成果が伴わなければ、オリンピックに向け、国際社会を牽制するだけのものと見透かされることでしょう。宮中晩餐会に同姓パートナーを招かないとした総務大臣発言が「本音」として顕在化することに、「LGBT法案」の審議入りが課題となっているなか、日本の現状をあらわしています。

このような日本の現状を変えていくためには、私たち一人一人が、他者の痛みや苦しみに寄り添うことのできる人権感覚をみがきながら、自らの生活圏域における関係性を見つめ直すことが大切です。その上で、今後も、身近な自治体の人権に関わる条例策定やルール作りを求めていく必要があります。

#### 4 具体的な取り組み

私たち京都市実行委員会では、以上のような課題を具体化させ、「部落解放・人権政策確立要求」を勝ち取るべく次の運動を展開します。

- (1) 部落差別解消推進法具体化を国・地方自治体に求め、中央実行委員会、京都府実行委員会の運動方針にもとづき、積極的に活動していきます。引き続き衆参国会議員に要請行動を行います。
- (2) あいつぐ差別事件・差別事象を広く市民に訴え、その解決に向けて広範な市民と連携し、ともに取り組んでいきます。
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を活用し、憲法月間事業、人権月間事業などをおこないます。
- (4) 戸籍謄本等の不正請求を抑止するために、事前登録型本人通知制度の登録拡大にむけて取り組みを進めます。
- (5) 加盟諸団体の部落問題学習・研究等に積極的に参加していきます。
- (6) 部落問題をはじめとしたあらゆる差別撤廃の活動に協賛・参加していきます。